病院及び診療所構造設備使用許可申請に関する検査結果の提出書

　　年　　 月　　　日

　大分県知事 　　　　　　　　　 殿

 　　　　　　　　　　　　　　　　　 病院名

 開設者

　医療法第２７条の規定に基づく病院・診療所の使用前検査について、下記のとおり自主検査をしたので届け出ます。

　　　　　　　　　自主検査実施年月日（　　　　年　　月　　日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 　目 | 調　査　事　項 | 適否の判定 | 該　当　条　項 |
| 診療用電気・光線・熱・蒸気又はガスに関する構造設備 | 危険防止上必要な方法が講じられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１号 |
| ３階以上の病室 | 建物の主要構造部（壁・柱・床、はり、屋根及び階段）が耐火構造（建築基準法第２条第７項）になっているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第２号 |
| 病室の床面積 | （病院又は診療所の療養病床）患者１人につき６．４㎡以上となっているか。（診療所の一般病床）患者１人を収容するものは６．３㎡以上、２人以上収容するものは患者１人につき４．３㎡以上となっているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第３号 |
| （療養病床の場合） | 療養病床の場合、１の病床数が４床以内となっているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第２の２号 |
| （小児だけを入院させる場合） | 上記床面積の３分の２以上となっているか。（ただし、１病室の床面積は、６．３㎡以下であってはならない。） | 可・否 | 規則第１６条第１項第４号 |
| 機械換気設備 | 感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて他の部分に流入しないようになっているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第５号 |
| 精神病室の設備 | 精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のための必要な方法が講じられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第６号 |
| 感染症病室・結核病床の構造 | 感染予防のためのしゃ断その他必要な方法が講じられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第７号 |
| 第２階以上の階に病室を有する場合の直通階段の構造 | 患者の使用する屋内直通階段が２以上適当に配置されているか。　　ただし書き規定により、直通階段を１とする場合その旨記載すること。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第８号 |
|  |
| 直通階段の構造（内法） | 階段及び踊場の幅１．２m以上、けあげ０．２m以下、踏面０．２４m以上となっているか。適当な手すりが設けられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第９号 |
| 第３階以上の階に病室を有する場合の避難階段 | 避難に支障がないように２以上設けられているか。ただし書き規定により、直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合はその旨記載すること。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１０号 |
|  |
| 患者の使用する廊下（内法） | イ　精神病床及び療養病床に隣接する廊下　幅が１．８ｍ以上（中廊下の幅は２．７ｍ以上）あるか。ロ　イ以外の廊下（病院）　幅が１．８ｍ以上（中廊下の幅は２．１ｍ以上）あるか。ハ　イ以外の廊下（診療所）　幅が１．２ｍ以上（中廊下の幅は１．６ｍ以上）あるか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１１号 |
| 感染症病室又は結核病室を有する場合の消毒設備 | 病院の場合は、規則第２１条第１項第１号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備を、診療所の場合は必要な消毒設備を設けているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１２号 |
| 歯科技工室の構造設備 | 防塵設備その他必要な設備が設けられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１３号 |
| 調剤所の構造設備 | 採光、換気は十分でかつ清潔が保たれているか、冷暗所は設けられているか。感量１０㎎のてんびん、５００㎎の上皿てんびん等の調剤に必要な器具が設けられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１４号 |
| 火気を使用する場所 | 防火上必要な設備が設けられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１５号 |
| 消火器具 | 消火用の機械又は器具が備えられているか。 | 可・否 | 規則第１６条第１項第１６号 |
| 診察室 | 各科専門の診察室が設けられているか。（１人の医師が同時に２以上の診療科の診療に当たる場合、その他特別な事情がある場合は、同一の室を使用できる。） | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２０条第１項第１号 |
| 手術室 | 適当な暖房、照明、清潔な手洗いの設備が設けられているか、内壁は不浸透のもので覆われているか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２０条第１項第２・３号 |
| 処置室 | 診療科ごとに設けられているか。（場合により、２以上診療科の兼用または診療室との兼用は可） | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２０条第１項第４号 |
| 臨床検査施設 | 喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものであるか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２０条第１項第５・６号 |
| エックス線装置 | 内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の１を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院については、設置しているか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２０条第１項第７号 |
| 給食施設 | 調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水又は清掃に便利な構造となっているか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２０条第１項第８・９号 |
| 産婦人科又は産科を有する病院 | 分べん室及び新生児の入浴施設を設けているか。 | 可・否 | 法第２１条第１項第１０号 |
| 消毒施設・洗濯施設 | 蒸気、ガス、若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒ができるものであるか。 | 可・否 | 規則第２１条第１項第１号 |
| 療養病床を有する病院又は診療所 | （病院：機能訓練室）床面積４０㎡以上(内法）の機能訓練室を１以上設けているか。また、必要な機器、器具を備えているか。（診療所：機能訓練室）機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えているか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２０条第１項第１１号法第２１条第２項規則第２１条の３ |
| （談話室）療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２１条第２項第２号 |
| （食　堂）療養病床の入院患者１人につき１㎡以上の広さを有しているか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２１条第２項第３号 |
| （浴　室）身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるか。 | 可・否 | 法第２１条第１項規則第２１条第２項第４号 |
| 　　　　　　 年　　　月　　　日 検査実施者 　 　　 |